

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」
答申(案)の概要

【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

平成20年11月19日

新競争促進プログラム2010(平成18年9月公表)(平成19年10月改定)

(7) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。

このため、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を07年中に取りまとめるとともに、**これを踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、08年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、08年中に一定の結論を得る。**

また、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針の進捗等を踏まえつつ、本格的なIP網への移行を念頭に置いた制度見直しに係る検討を行い、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第33号)附則

(検討)

4 総務大臣は、**この省令の施行後三年を目途として、新施行規則及び新算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。**

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令 答申(抜粋)(平成19年9月20日)

3 今後のユニバーサルサービス制度の見直し

(1) 現在のユニバーサルサービス制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、回線交換網からIP網への移行が顕著である。今次補てん対象額の算定方式の見直しは、こうした市場環境の変化を主因とするものであるが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、**ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行うことが適当**と考えられる。

平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申(抜粋)(平成19年9月20日)

エ き線点RT-GC間伝送路に係るコストの負担方法の見直し

このように、き線点RT-GC間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東西の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。

しかし、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、**利用者負担の抑制や接続料の水準等に留意しつつ**、早急な検討を行うことが望ましいことから、**平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当**である。

今回の見直しの検討項目

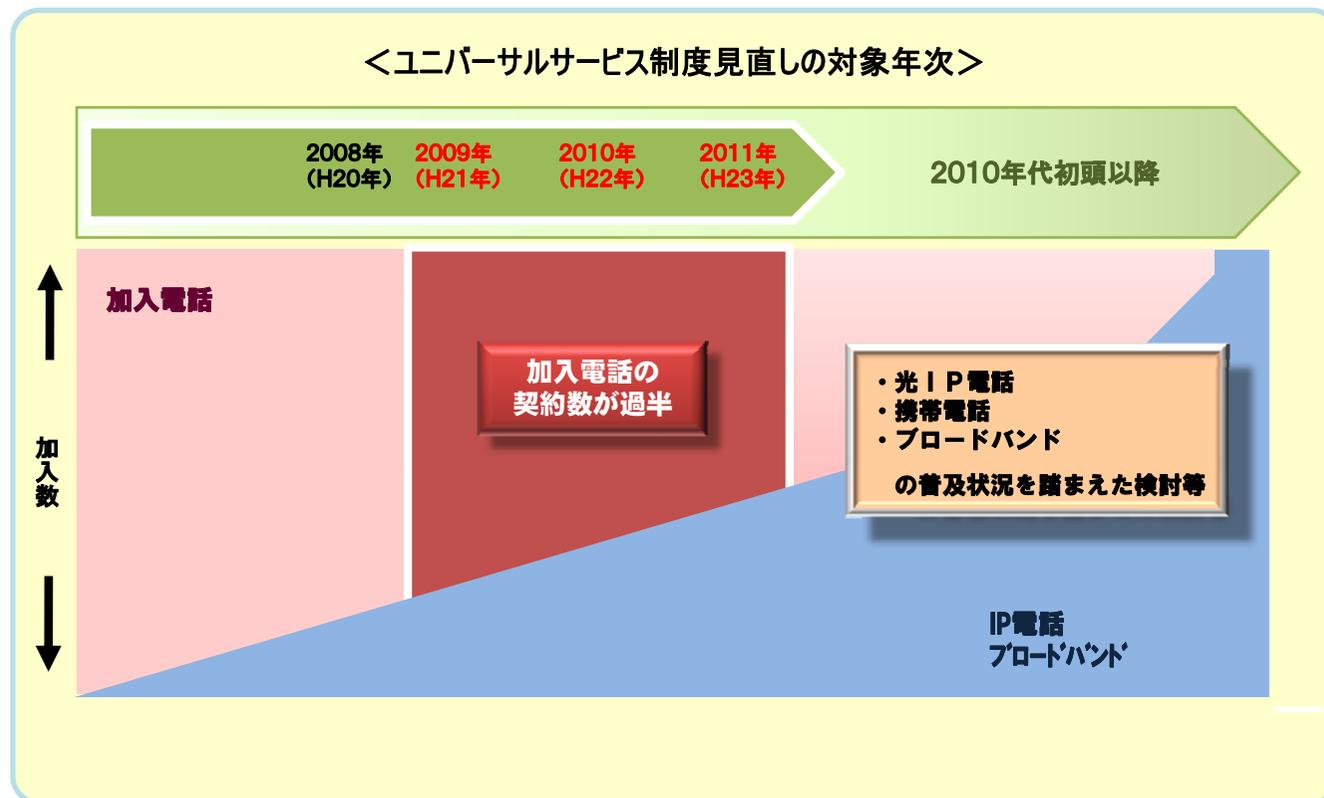
I 2009～2011年度（H21～23年度）のユニバーサルサービス制度の見直しについて

① ユニバーサルサービスの範囲

- 固定音声電話の利用者総数の過半数を占める「加入電話」の取扱い
- 戸外における通信手段として携帯電話が普及する中での「公衆電話」の取扱い

② コストの算定・負担方法

- 平成19年度のコスト算定方法の見直しにおいて、当面の間の措置とされた現行のコスト算定方式（※）の継続の可否
 - ※ベンチマーク：全国平均費用+2σ
き線点RT-GC間コストの接続料費用への段階的参入
- コスト負担事業者の範囲
 - ・中継系事業者の取扱い
 - ・10億円超基準の見直しの要否
- IP化の進展に伴うコスト算定方式の見直し（光IP電話への移行に伴うベンチマークの上昇による補てん対象額の減少等への対応）



③ 制度の運用等

- 周知広報等
- 基本料の取扱い

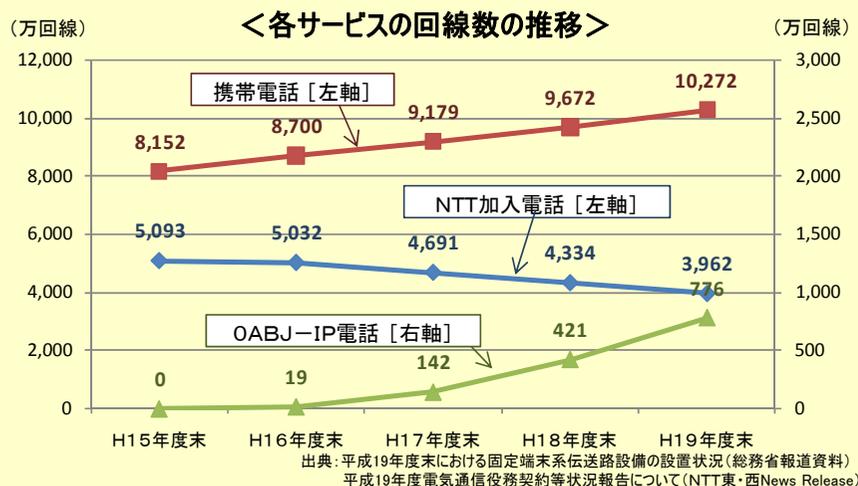
II 2010年代初頭以降におけるユニバーサルサービス制度の在り方について（課題整理）

- 平成24年度以降を対象とする次期の制度見直しに資する、光IP電話、携帯電話等の普及状況を踏まえた制度の方向性・課題の整理

ユニバーサルサービスの範囲

検討項目

- ①加入電話 固定音声電話の利用者総数の過半数を占める「加入電話」の取扱い
- ②公衆電話 戸外における通信手段として携帯電話が普及する中での「公衆電話」の取扱い

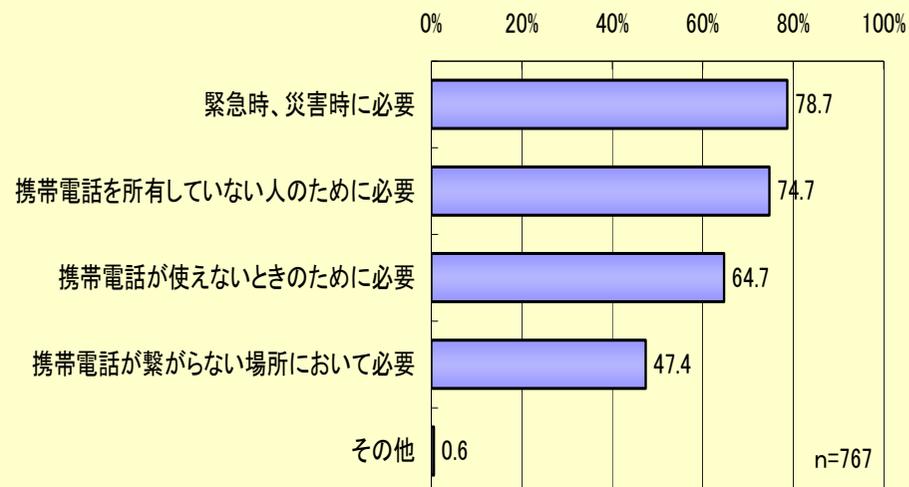


＜都市規模別携帯電話利用率＞

	特別区・政令指定都市 ・県庁所在地	町・村
個人利用率	77.9%	70.6%

出典：平成19年通信利用動向調査報告書

＜公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要／不必要理由＞



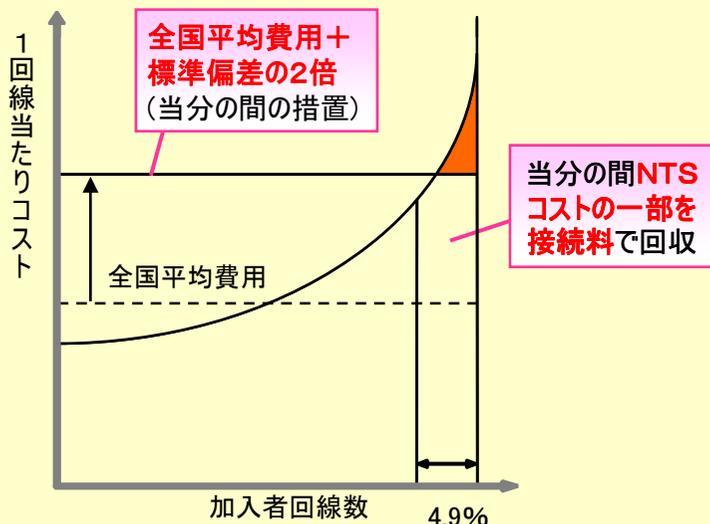
検討結果

- ① 「加入電話」については、その加入者が依然として固定音声電話の利用者総数の過半数を占め、一方で、光IP電話や携帯電話は、普及率や料金等の面で加入電話に代替する状況にはないことから、引き続きユニバーサルサービスとするのが適当。
- ② 「公衆電話」は、携帯電話の普及等に伴い、戸外における最低限の通信手段としての役割は低下しているが、携帯電話を含め公衆電話を完全に代替できる戸外の通信手段は登場しておらず、また、ユニバーサルサービスの対象とすることが必要との声も大きいことから、少なくとも現時点においては、これをユニバーサルサービスの補てんの対象から外すことは適切ではない。

検討項目

- ①平成19年度のコスト算定方法の見直しにおいて、当面の間の措置とされた現行のコスト算定方式の継続の可否
- ②コスト負担事業者の範囲(中継系事業者の取扱い/10億円超基準の見直しの可否)

<現行のコスト算定方法(H19年度見直し後)>



<コスト算定・負担方法の検討案>

	コスト算定方法	コスト負担方法
案1	・ベンチマーク水準: ⇒ 全国平均費用	電気通信番号ベース
案2	・き線点RT-GC間伝送路コスト: ⇒ 基本料費用	通信量ベース
案3	・ベンチマーク水準: ⇒ 全国平均費用+標準偏差の2倍	双方の併用方式
案4	・き線点RT-GC間伝送路コスト: ⇒ 基本料費用	電気通信番号ベース
案5	・ベンチマーク水準: ⇒ 全国平均費用+標準偏差の2倍	通信量ベース
案6	・き線点RT-GC間伝送路コスト: ⇒ 接続料費用	双方の併用方式
案7	・ベンチマーク水準: ⇒ 全国平均費用+標準偏差の2倍 ・き線点RT-GC間伝送路コスト: ⇒ 50%ずつ折半	電気通信番号ベース

検討結果

- ①ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来のあり方であるが、平成19年度の見直しの前提となった利用者転嫁が続く状況においては、7案各案の試算結果等を踏まえると、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保するためには、現行の方式である案4が今後3年間に適用するコストの算定・負担方法として最も適切。
- ②中継系事業者も現行の方式下では一定の負担をしており、負担の公平性を確保する。
収益が10億円以下の10社の状況等の勘案すると、現時点では現行の基準を変更する状況には必ずしもない。

		平成21年度*1	平成22年度*1	平成23年度*1	備考		
算方法	案1-3 共通	補てん対象額+支援業務費		474～494億円	564～584億円	544～574億円	
負担方法	案1	電気通信番号ベース	番号単価	21～22円	25～26円	24～26円	※ H18年度認可。
	案2	通信量ベース	1着信回数あたりの負担額	0.7円程度	0.8～0.9円	0.9～0.8円	
	案3	電気通信番号と通信量の併用		【例】H22年度認可の場合 番号単価 = 7円と設定すると、1着信あたりの負担額 = 0.7円			
【参考】案1～3の場合のGC接続料水準(3分間通話)		平成20年度*2	平成21年度*2	平成22年度*2			
		4.53円	3.6～3.9円	3.9～4.4円			
算方法	案4-6 共通	補てん対象額+支援業務費		174～184億円	144～164億円	114～124億円	
負担方法	案4	電気通信番号ベース	番号単価	8円程度	7円程度	5～6円	※ H19、20年度認可。
	案5	通信量ベース	1着信回数あたりの負担額	0.3円程度	0.2円程度	0.2円程度	
	案6	電気通信番号と通信量の併用		【例】H22年度認可の場合 番号単価 = 4円と設定すると、1着信あたりの負担額 = 0.1円			
【参考】案4～6の場合のGC接続料水準(3分間通話)		平成20年度*2	平成21年度*2	平成22年度*2			
		4.53円	4.2～4.5円	4.7～5.3円			
算方法	案7	補てん対象額+支援業務費		174～184億円	164～174億円	164～174億円	
負担方法	案7	電気通信番号ベース	番号単価	8円程度	7～8円	7～8円	
【参考】案7の場合のGC接続料水準(3分間通話)		平成20年度*2	平成21年度*2	平成22年度*2			
		4.53円	4.1～4.4円	4.4～5.0円			

≪試算の前提条件(各案共通)≫

*1:認可年度、*2:適用年度

■需要のトレンド:

回線数:年▲7%・トラフィック:年▲10%、回線数:年▲12%・トラフィック:年▲15%の2パターンを試算。

■補てん対象額算定の前提:

・平成19年度認可ベースのコストを基にそれぞれの算定方法により補てん対象額を算定し、回線変動による補てん対象額変動及びNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算。

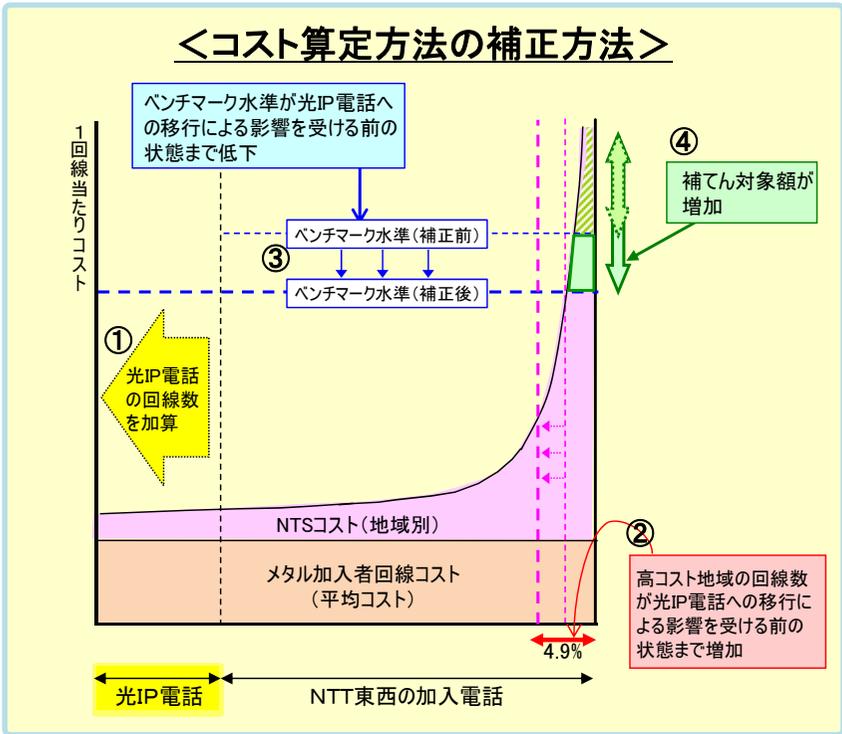
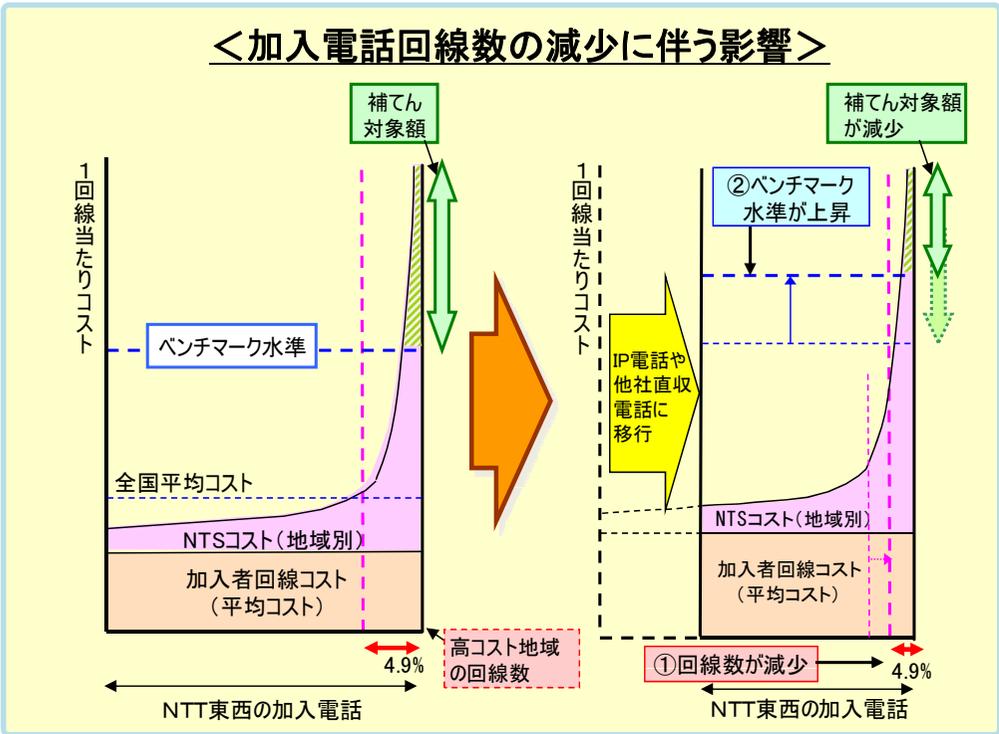
■き線点RT-GC間伝送路コスト及び接続料水準:

・平成20年度は実績値(H20.3認可)。平成21,22年度は、情報通信審議会答申(H19.9.20)における接続料水準推計。

・「平成20年度以降の接続料の算定の在り方について 答申」における試算結果を基にNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算(案の1, 2, 3, 7)。

検討項目

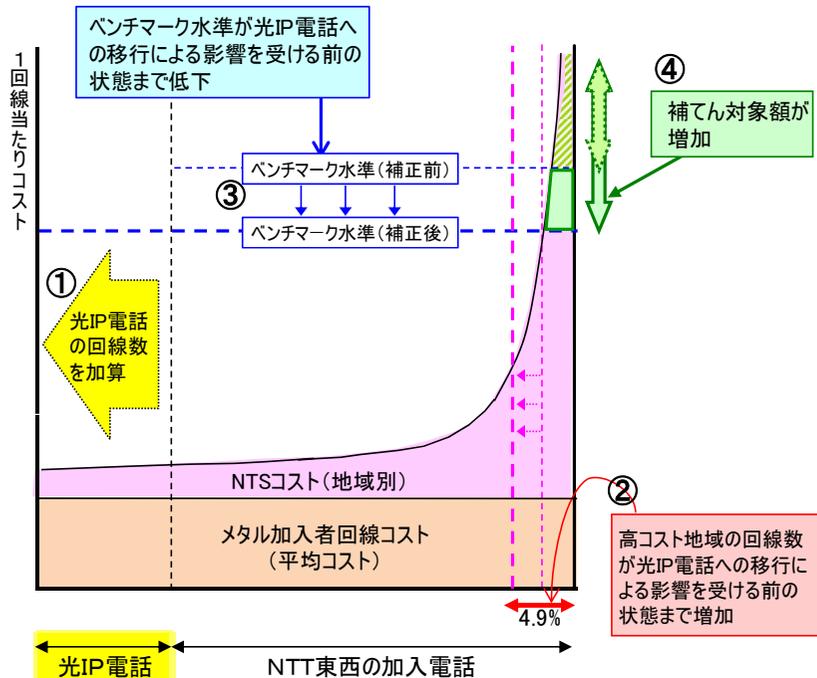
IP化の進展に伴うコスト算定方式の見直し
 (光IP電話への移行に伴うベンチマークの上昇による補てん対象額の減少等への対応)



検討結果

従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期(2012年度以降)の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保しうることから、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。

	H21年度※1	H22年度※1	H23年度※1
補てん対象額（補正前）※2	130～140 億円	100～120億円	70～80億円
【参考】 番号単価 ※3	8円程度	7円程度	5～6円程度
↓			
補てん対象額（補正後）※4	140～150億円	110～120億円	80～90億円
【参考】 番号単価 ※3	8円程度	7円程度	6円程度



※1 認可年度。

※2 需要のトレンドは、回線数：年▲7%・トラヒック：年▲10%、回線数：年▲12%・トラヒック：年▲15%の2パターンを試算。平成19年度認可ベースのコストを基に、それぞれの算定方法により補てん対象額を算定し、回線数変動による補てん対象額変動及びNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算。

※3 番号単価の試算にあたっては、公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。また、電気通信番号の総数は平成20年4月末の数値を使用。

※4 平成17年度末以降に加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行った場合の加入電話の補てん対象額について試算。

検討項目

- ①周知広報等 消費者等に対する制度の周知広報等の充実
- ②基本料の取扱い 級局区分に基づく基本料の格差の取扱い

<消費者等に対する制度の周知広報等の取組>

国(総務省)の取組

- 制度の説明会の開催
 - リーフレット等の配布
 - 問い合わせ窓口の整備
- 等

支援機関の取組

- 制度の運営状況の公開
 - リーフレット等の配布
 - 問い合わせ窓口の整備
- 等

負担事業者の取組

- 各利用者に対する制度説明資料の配布
 - 問い合わせ窓口の整備
- 等

<平成18年11月情報通信審議会答申(抜粋)>

- 2 …総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
- (3)利用者利益の最大化に向けた料金体系の継続的検討
- このため、NTT東・西が現行基本料体系を見直す場合、ユニバーサルサービス制度の在り方に影響を与えることにかんがみ、以下の点を要望する。
 - ・ 基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東・西の経営判断に委ねられるべきであるが、NTT東・西において、IP化の進展などの市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告し、これを公表すること。(考え方7)

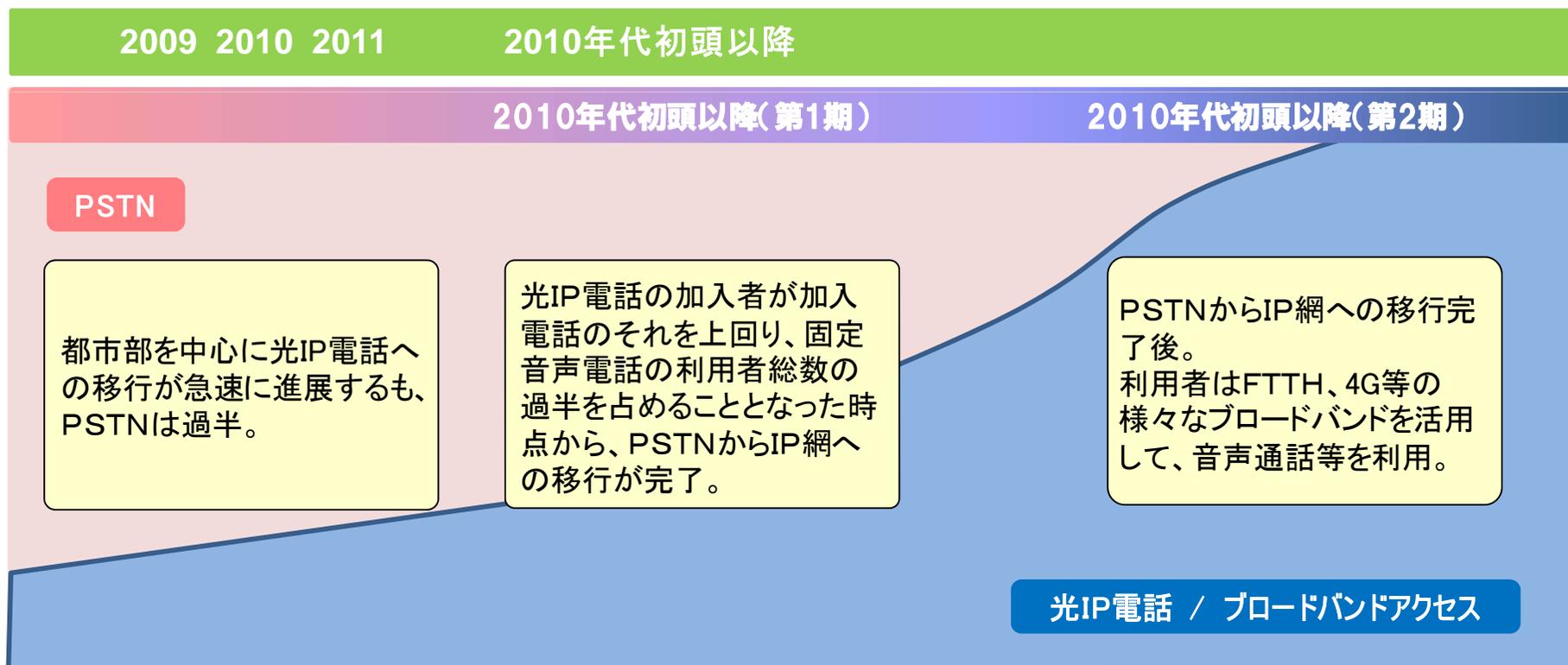
平成18年11月21日 情報通信審議会答申
(電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可について)

検討結果

- ①国(総務省)、支援機関、負担対象事業者は、引き続き、それぞれの立場で、消費者保護の観点から、今後も、ユニバーサルサービス制度の周知広報の一層の充実に努めるべき。
- ②基本料については、NTT東・西に対し基本料体系の在り方に関する検討の継続を要望した答申(H18.11)を踏まえ適切に対応されるべき。

2010年代初頭以降における制度の在り方の課題整理①

- ブロードバンド化・IP化が進展する過程においては、PSTNとIP網が当分の間並存しつつ、PSTNがIP網へのマイグレーションが進み、最終的には全面的にIP網に置き換わるというかたちでネットワークの移行が進展するものと考えられる。
- これを踏まえ、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の在り方については、PSTNからIP網への移行段階に着目し、
 - ・「光IP電話の加入者が音声電話の利用者総数の過半を占めることとなった時点から、PSTNからIP網への移行が完了するまで」(2010年代初頭以降(第1期))
 - ・「PSTNからIP網への移行が完了した後」(2010年代初頭以降(第2期))という2つの段階に分け、平成24年度以降を対象とする次期の制度見直しに資するため、課題の整理を行った。



2010年代初頭以降(第1期)における検討課題

光IP電話の加入者が音声電話の利用者総数の過半を占めることとなった時点から、PSTNからIP網への移行が完了するまでの期間

《検討課題①》 光IP電話の扱い

→ 光IP電話のユニバーサルサービス化の検討 / PSTNの撤去を認める要否の検討

《検討課題②》 適格電気通信事業者

→ 光IP電話がユニバーサルサービスの範囲と整理される場合の適格電気通信事業者の要件・業務区域の検討

《検討課題③》 コスト算定・コスト負担方法

→ 光IP電話をユニバーサルサービスに加える場合のコスト算定・コスト負担方法の検討

《検討課題④》 その他のサービスの扱い

→ 携帯電話等のユニバーサルサービス化の検討

2010年代初頭以降(第2期)における検討課題

PSTNからIP網への移行が完了した後の期間(利用者がFTTH、4G等多種多様なブロードバンドサービスを受けることができる環境)

《検討課題①》 ユニバーサルアクセスの概念の導入

→ ユニバーサルアクセスの概念の導入の検討 / ユニバーサルアクセスの要件の検討

《検討課題②》 適格アクセス事業者

→ 適格アクセス事業者の選定方法の検討 / 適格アクセス事業者の退出の際の対応の検討

《検討課題③》 コスト算定・コスト負担方法

→ コスト算定方法の検討 / コスト負担方法・負担事業者の範囲の検討 / 適切な基金規模を踏まえた検討

今後の検討スケジュール(案)

	2008年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
電気通信事業政策部会	▲ 22 諮問	合同公開ヒアリング2回 (5月27日、6月9日)				▲ 30 検討状況報告	▲ 28 答申案	意見招請	▲ 答申		
ユニバーサルサービス政策委員会		▲ 9 自由討議		▲ 24 論点整理	▲ 15 各論検討①(コスト算定・負担①)	▲ 24 各論検討②(コスト算定・負担②)	▲ 4 各論検討③ 〔IP補正①〕	▲ 16 各論検討④ 〔その他 フェーズ2〕	▲ 7 報告書骨子案・各論	▲ 21 報告書案	▲

※上記日程は、検討状況等により変動がありうる。